

医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百八十三号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年六月二十四日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
一～百六十 (略) 百六十一 トアルクエタマブ及びその製剤 百六十二～百九十四 (略) 百九十五 フエドラチニブ、その塩類及びそれらの製剤 百九十六～二百二十 (略) 二百二十一 ベルズチファン及びその製剤 二百二十二～二百七十八 (略)	一～百六十 (略) (新設) 百六十一～百九十三 (略) (新設) 百九十四～二百十八 (略) (新設) 二百十九～二百七十五 (略)